

京都市上下水道局告示第1号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料(以下「料金等」という。)の徴収事務の一部を委託することとしましたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 委託の相手

京都市右京区梅津森原町16番地

一般財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

- (1) 料金等の集金
- (2) 督促状等の配布
- (3) 前各号に付帯する事務

3 委託の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)